

# 宮城県地域医療構想最終案〔概要版〕

## 1 策定の趣旨

- 急速に少子高齢化が進行する中、2025年にはいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、医療需要が増大し、疾病構造も変化すると予測
- 限られた医療資源のなかで、適切な医療や介護を将来にわたって持続的、かつ、安定的に提供していくための対応が喫緊の課題
- 平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により医療法が改正され、各都道府県が医療計画において、将来の医療提供体制に関する構想（地域医療構想）を策定することが規定（医療法第30条の4第2項第7号／平成27年4月1日施行）
- 本県では、医療を取り巻く環境変化や関係法令等を踏まえ、地域の実情に即した「宮城県地域医療構想」を策定

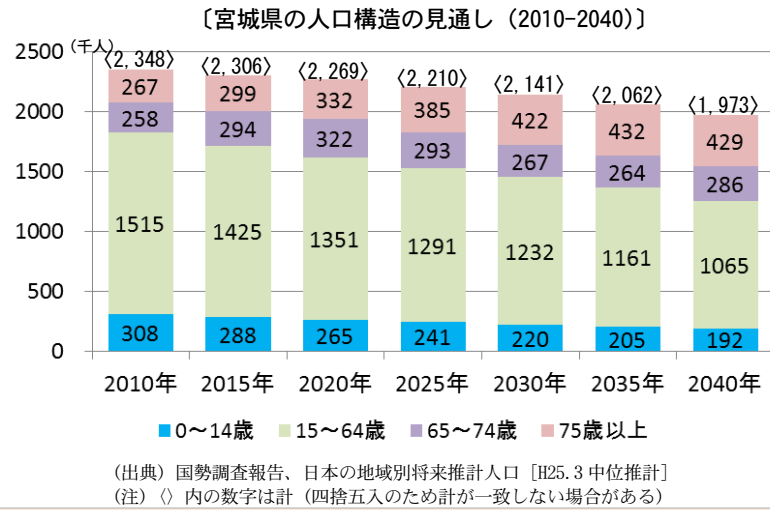
### ● 構想の位置づけ

- 第6次宮城県地域医療計画の一部
- 2025年における医療需要と必要病床数の推計を示す
- 2025年における居宅等における医療の必要量の推計を示す

## 2 総論

### ● 少子高齢化の進行

- 本県の人口は、2004年を境に減少局面
- 2015年から2025年までの10年間で、総人口は230万6千人から221万人へと減少（9万6千人減）
- 年齢階級別にみると、65歳未満人口は18万1千人減少し、65歳以上人口は8万5千人増加
- 高齢化率は25.7%から30.7%に上昇
- 構想区域別にみると、仙台区域は、全体の人口は横ばいで推移するも65歳以上人口は7万2千人増加。それ以外の区域は、全体の人口が減少する中で65歳以上人口がやや増加



### ● 医療資源の現状

病院数	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	訪問看護ステーション
139	1,677	1,070	1,100	132

一般病床		療養病床	
病床数	10万対	病床数	10万対
15,109	649.0	3,552	153.0

※【参考】人口10万対病床数（全国）一般病床783、療養病床267  
※医療施設数は2016年4月1日現在、病床数は2016年3月31日現在

医師数	歯科医師数	薬剤師数	看護師数
下段10万対	下段10万対	下段10万対	下段10万対
5,407	1,858	5,028	18,119
232.3	79.8	216.0	778.4

※【参考】人口10万対（全国）医師245.0、歯科医師81.9、薬剤師226.9、看護師855.6  
※2014年12月31日現在

### ● 構想区域の設定

- 二次医療圏を原則としつつ、①人口規模、②患者の受療動向、③疾病構造の変化、④基幹病院までのアクセス時間等の要素を勘案して設定

宮城県の構想区域（案） 4区域  
仙南区域、仙台区域、大崎・栗原区域、石巻・登米・気仙沼区域

※ 二次医療圏と一致

#### 【主な理由】

- 第6次宮城県地域医療計画（H25.4策定）において、将来にわたる震災復興や連携も踏まえ、より広域的な視点で医療提供体制を構築していくため、二次医療圏の見直しを行っていること
- 東日本大震災後、沿岸部における新たなまちづくりや復興道路の整備など将来に向けたインフラ整備が進んでおり、今後も相当整備が進むと見込まれること



### ● 医療需要・必要病床数及び居宅等における医療の必要量

〔医療需要・必要病床数の推計方法〕

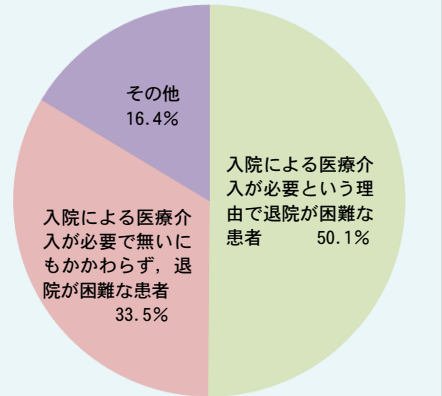
- 厚生労働省から提供された基礎データをもとに、医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）に定められた計算式により、構想区域ごと、病床の機能区分ごとに算出

医療機能の名称	医療資源投入量	基本的な考え方
高度急性期	3,000点以上	急性期の患者に対し当該患者の状態の早期安定に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの
急性期	600点以上	急性期の患者に対し当該患者の状態の早期安定に向けて、医療を提供するもの（上記に該当するものを除く）
回復期	175点以上	急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADLの向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む）
慢性期	175点未満	長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者、筋ジストロフィ患者、難病患者その他の疾患の患者を含む）を入院させるもの

#### 〔療養病床入院患者の状況〕

〔調査結果〕（2015年12月1日時点）

- 医療療養病床の入院患者数 1,499人  
うち医療区分1の入院患者数 385人（25.7%）
- 医療区分1の入院患者の状況  
・入院による医療介入が必要という理由で退院が困難な患者 50.1%



- 国の算定方法では療養病床入院患者のうち医療区分1の患者数の70%を在宅医療等に対応しているが、本県の療養病床入院患者のうち医療区分1の患者は、入院による医療介入を必要とする割合が高いという実態を踏まえながら、今後の慢性期及び在宅医療等の対応を考えていく必要がある。

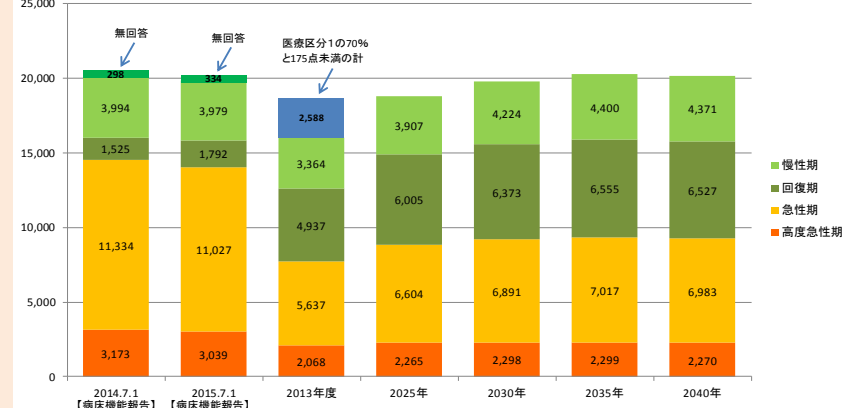
#### 〔2025年の医療需要の基本的な考え方（二次医療圏間の流出）〕

医療資源の状況や患者の受療動向などを踏まえ、高度急性期と急性期は現行の流入割合で、回復期と慢性期については構想区域（二次医療圏）内で完結するケースで推計

#### 〔都道府県間における流出に伴う医療需要の調整〕

現状の流入を前提として必要病床数を推計  
 ※調整対象：若手県、福島県、東京都  
 県全体で1日当たり145人の需要の増加となる

#### 〔病床機能報告結果と必要病床数の見通し（2013-2040）〕



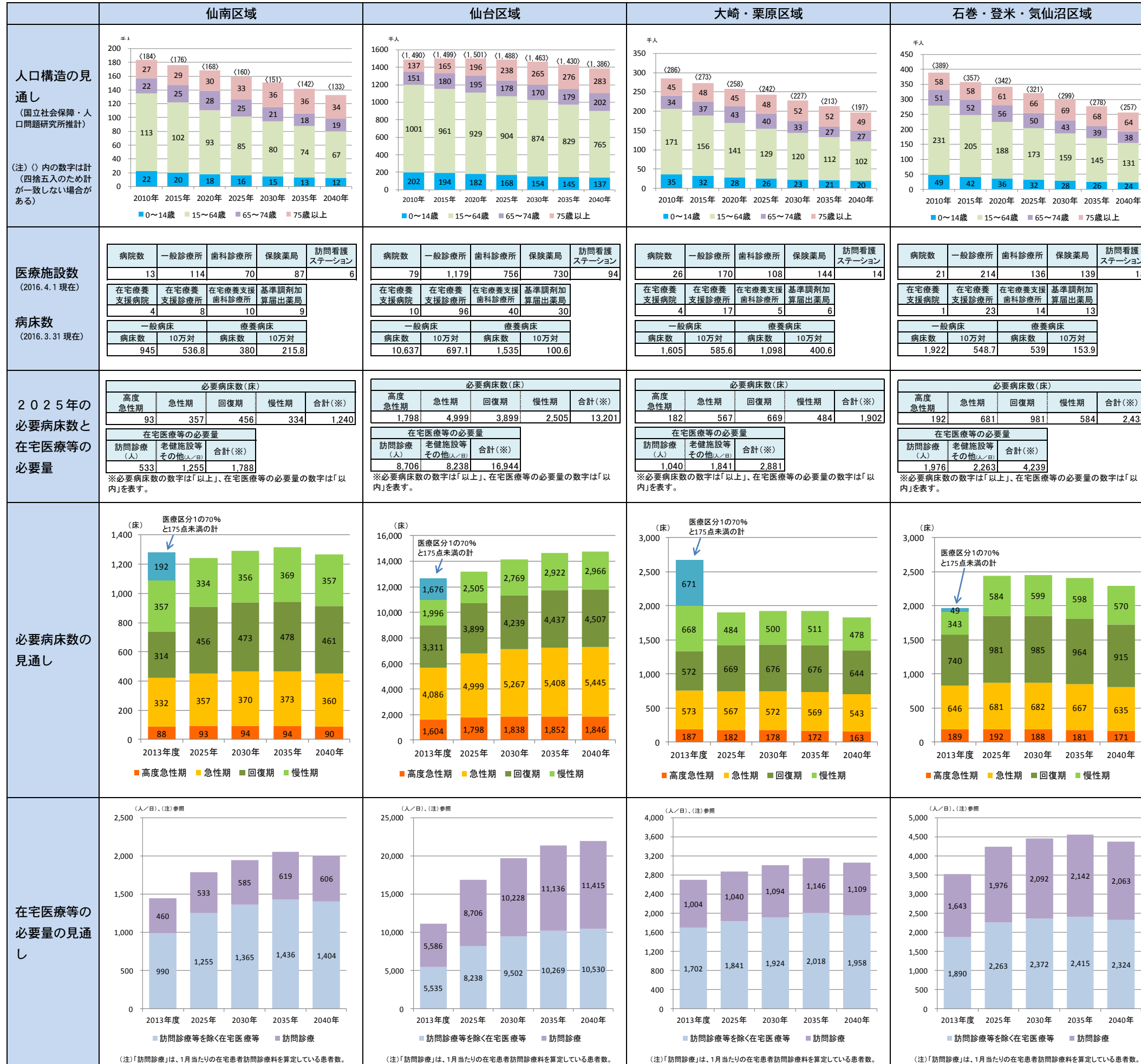
#### 〔2025年の医療需要と必要病床数・在宅医療等の必要量（推計値）〕

※必要病床数の数字は「以上」、在宅医療等の必要量の数字は「以内」を表す。

構想区域	区分	医療需要と必要病床数（上段：人／日 下段：床）（※）				在宅医療等の必要量（※）			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計	訪問診療（人）	老健他（人／日）	計
仙南	医療需要	70	278	411	307	1,066	533	1,255	1,788
	必要病床数*	93	357	456	334	1,240			
仙台	医療需要	1,349	3,899	3,509	2,304	11,061	8,706	8,238	16,944
	必要病床数*	1,798	4,999	3,899	2,505	13,201			
大崎・栗原	医療需要	137	442	602	446	1,627	1,040	1,841	2,881
	必要病床数*	182	567	669	484	1,902			
石巻・登米・気仙沼	医療需要	144	531	883	537	2,095	1,976	2,263	4,239
	必要病床数*	192	681	981	584	2,438			
宮城県	医療需要	1,700	5,150	5,405	3,594	15,849	12,255	13,597	25,852
	必要病床数*	2,265	6,604	6,005	3,907	18,781			

\* 医療需要から必要病床数への換算は、病床稼働率での割り戻しによる／厚生労働省令（高度急性期75%、急性期78%、回復期90%、慢性期92%）  
 (注) 「訪問診療」とは、1月当たりの在宅患者訪問診療料を算定している患者数を示す。また、「老健施設」とは、介護老人保険施設の施設サービス受給者数を示す。

### 3 区域別構想



### 4 地域医療構想の推進体制

